

コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について

令和3年5月7日



文部科学省

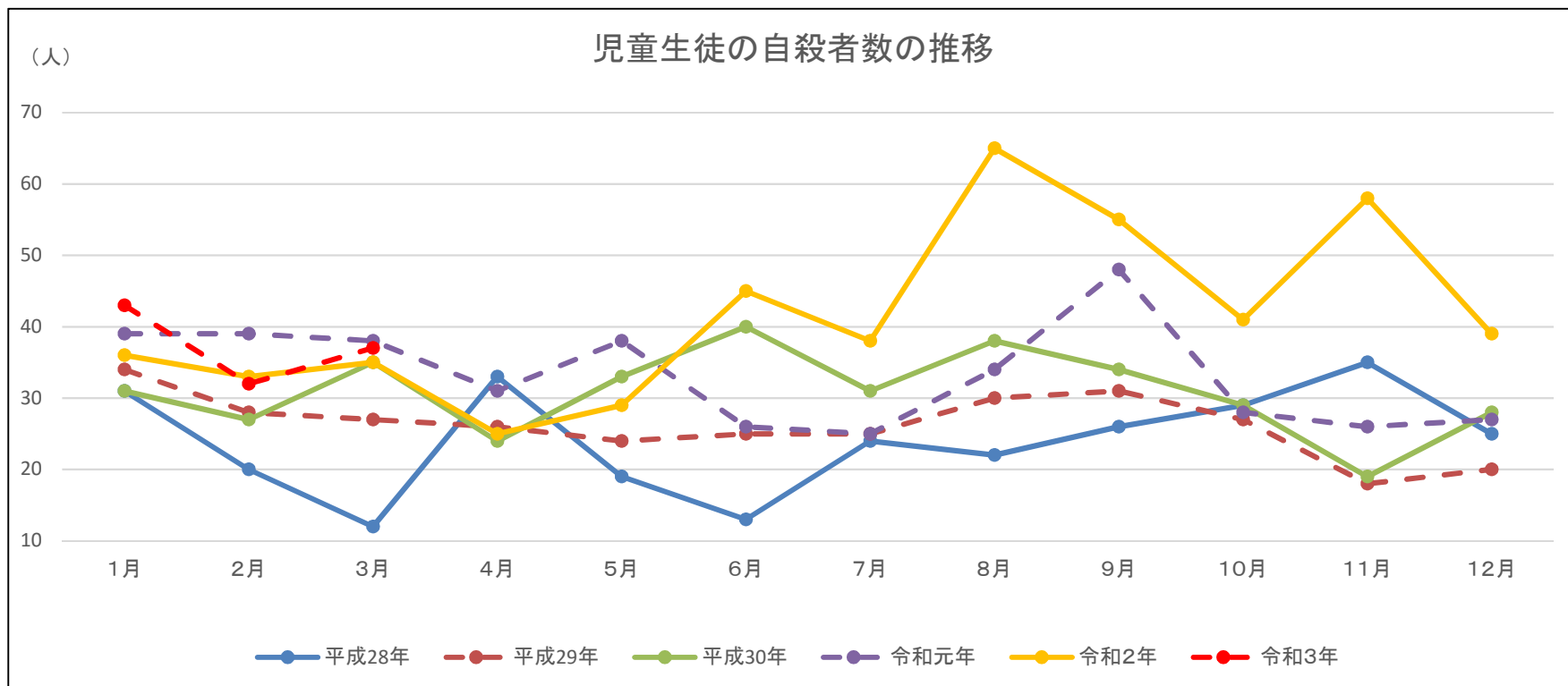
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1 現状



児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)①



(人)

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成28年	31	20	12	33	19	13	24	22	26	29	35	25	289
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	43	32	37										112

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に文部科学省において作成

<ポイント> 令和2年における児童生徒の自殺者数は499人で、前年と比較して大きく増加。

児童生徒の月別自殺者数[推移](厚生労働省・警察庁)②

学校種及び男女別自殺者数

(人)

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	小学生	総数	0	0	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	8
		男子	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
		女子	0	0	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	5
	中学生	総数	13	8	10	9	7	5	7	12	15	5	10	11	112
		男子	5	4	7	8	3	3	3	8	8	3	5	8	65
		女子	8	4	3	1	4	2	4	4	7	2	5	3	47
	高校生	総数	26	31	24	21	31	21	17	22	31	23	16	16	279
		男子	18	20	15	16	20	16	9	18	24	17	12	14	199
		女子	8	11	9	5	11	5	8	4	7	6	4	2	80
令和2年	小学生	総数	1	1	1	1	0	1	0	1	2	1	4	1	14
		男子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4
		女子	1	1	0	1	0	1	0	1	2	0	2	1	10
	中学生	総数	13	14	10	7	6	17	9	18	16	10	10	16	146
		男子	6	4	4	5	4	13	6	9	10	5	5	6	77
		女子	7	10	6	2	2	4	3	9	6	5	5	10	69
	高校生	総数	22	18	24	17	23	27	29	46	37	30	44	22	339
		男子	14	8	17	11	16	15	16	23	21	20	26	12	199
		女子	8	10	7	6	7	12	13	23	16	10	18	10	140
令和3年	小学生	総数	1	0	1										2
		男子	0	0	0										0
		女子	1	0	1										2
	中学生	総数	10	11	14										35
		男子	6	4	8										18
		女子	4	7	6										17
高校生	総数	32	21	22										75	
	男子	24	9	11										44	
	女子	8	12	11										31	

(出典)厚生労働省「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に文部科学省において作成

令和元年(平成31年)及び令和2年における児童生徒の自殺の原因・動機別表 ～原因・動機数における上位10項目～

(人)

令和元年 の順位	小項目	令和元年 の人数	令和2年の 人数(順位)	大項目
1	学業不振	43	52(2)	学校問題
2	その他進路に関する悩み	41	55(1)	学校問題
3	親子関係の不和	30	42(3)	家庭問題
4	家族からのしつけ・叱責	26	26(6)	家庭問題
5	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	26	40(4)	健康問題
6	その他学友との不和	24	26(7)	学校問題
7	入試に関する悩み	21	18(8)	学校問題
8	病気の悩み・影響(うつ病)	20	33(5)	健康問題
9	失恋	16	16(9)	男女問題
10	その他交際をめぐる悩み	13	5(17)	男女問題

※児童生徒の自殺の原因・動機について、令和2年における10位の項目は「その他家族関係の不和」(家庭問題)16人。

(令和元年の場合、「その他家族関係の不和」は11位(11人))

※同順位の項目が多く表に記載しきれない場合がある。 ※小項目の「その他」は除く。 ※複数計上あり。

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

令和元年(平成31年)及び令和2年における児童生徒の自殺の原因・動機別表①

～原因・動機数における上位10項目～

女子

(人)

令和2年の順位	小項目	令和元年の人数	令和2年の人数(前年からの増減)	大項目
1	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	17	29(+12)	健康問題
2	その他進路に関する悩み	9	27(+18)	学校問題
3	親子関係の不和	18	25(+7)	家庭問題
4	病気の悩み・影響(うつ病)	9	22(+13)	健康問題
5	学業不振	6	19(+13)	学校問題
6	その他学友との不和	15	18(+3)	学校問題
7	家族からのしつけ・叱責	5	11(+6)	家庭問題
8	入試に関する悩み	4	10(+6)	学校問題
9	その他家族関係の不和	5	9(+4)	家庭問題
10	病気の悩み・影響(統合失調症)	3	6(+3)	健康問題

※小項目の「その他」は除く。 ※複数計上あり。

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

(出典)厚生労働省「自殺の統計:各年の状況」を基に文部科学省において作成。

令和元年(平成31年)及び令和2年における児童生徒の自殺の原因・動機別表②

～原因・動機数における上位10項目～

男子

(人)

令和2年の順位	小項目	令和元年の人数	令和2年の人数(前年からの増減)	大項目
1	学業不振	37	33(-4)	学校問題
2	その他進路に関する悩み	32	28(-4)	学校問題
3	親子関係の不和	12	17(+5)	家庭問題
4	家族からのしつけ・叱責	21	15(-6)	家庭問題
5	失恋	7	13(+6)	男女問題
6	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	9	11(+2)	健康問題
6	病気の悩み・影響(うつ病)	11	11(±0)	健康問題
8	その他学友との不和	9	8(-1)	学校問題
9	入試に関する悩み	17	8(-9)	学校問題
10	その他家族関係の不和	6	7(+1)	家庭問題

※小項目の「その他」は除く。 ※複数計上あり。

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

(出典)厚生労働省「自殺の統計:各年の状況」を基に文部科学省において作成。

2 対応策



新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2 初 児 生 第 7 号
令和2年5月27日

- 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

【児童生徒の自殺予防について】

1 8歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向がある。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。そのため、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、教育活動再開後の児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

（1）学校における早期発見に向けた取組

自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、当該児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候（※）がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして対応するとともに、教育相談員による観察や、保護者、医療機関等との連携を図りながら組織的に対応すること。また、各学校において、感染症対策の徹底に留意しつつ、アンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うこと。

※教師が知っておきたい子どもの自殺予防：

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

（2）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。また、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化、違和感については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口の周知すること。その際、「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口をはじめとする各種相談窓口も周知すること。

（3）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、教育活動の再開の前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどして集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察へ連絡・相談するなどして書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

児童生徒の自殺予防について(通知)

(令和3年3月1日付け2初児生第8号)

- 18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、また、3月は「自殺対策強化月間」であることから、児童生徒の自殺予防に関する取組の強化を促す通知を发出
- その際、本年度においては、新型コロナウイルス感染症による影響も否定できないところ、令和2年中の児童生徒の自殺者数は、前年比で4割増、そのうち、女子中高生は約2倍となっていることを明記し、各教育委員会等に対し注意を喚起

通知の概要

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、特に令和2年中における児童生徒の自殺者数は479人で、前年と比較し4割増加、そのうち、女子中高生の自殺者数は200人で、前年と比較し約2倍となっていることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、実施することを周知。

(1)学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みを抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるようにすること。
- 「24時間子供SOSダイヤル」や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。
- GIGAスクール構想で整備する1人1台端末を活用し、児童生徒の心身の状況の把握や、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングの実施等を検討することも考えられること。

(2)保護者に対する家庭における見守りの促進

- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。
(※「24時間子供SOSダイヤル」について児童生徒・保護者ともに利用できることを周知。)

(3)学校内外における集中的な見守り活動

- 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。

(4)ネットパトロールの強化

- 都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。

児童生徒向け自殺予防啓発動画について(事務連絡)

(令和3年3月23日)

- 令和2年の児童生徒の自殺者数は499人と、前年と比較して大きく増加しており、特に、女子中高生の自殺者数が増加している。
- 今般のコロナ禍における児童生徒の自殺者数の増加を踏まえ、児童生徒向けの自殺予防啓発動画を制作、YouTube 広告として発信するとともに、各教育委員会等に周知するため事務連絡を发出。

動画の概要

- 様々な悩みを抱える児童生徒、特に女子中高生が共感でき、周囲や相談窓口への相談を後押しすることができるようなアニメーション動画
- 制作にあたっては、10代・20代の女性を支援するNPO法人「BONDプロジェクト」の協力を得るとともに、厚生労働省とも連携
- 動画はYouTube の文部科学省公式チャンネル(※)に掲載するとともに、YouTube 広告としても発信

※相談窓口PR動画「君は君のままでいい」(文部科学省・厚生労働省) : <https://youtu.be/CiZTk8vB26I>



児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の**推進が重要**。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

2 通知の概要

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

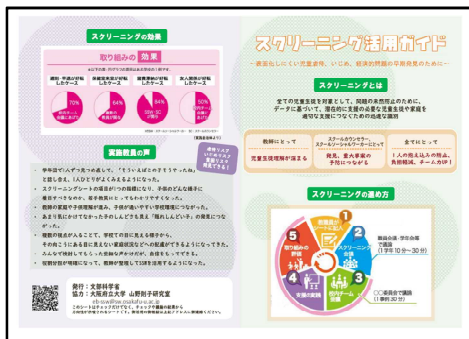
【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して **自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる** (「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた **世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での **協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの **相談窓口の周知を行うことが望ましいこと**。
3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて **教材や授業方法を工夫**することが考えられること。
4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの **傾聴の仕方(SOSの受け止め方)についても教えること**が望ましいこと。
5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化学業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省):

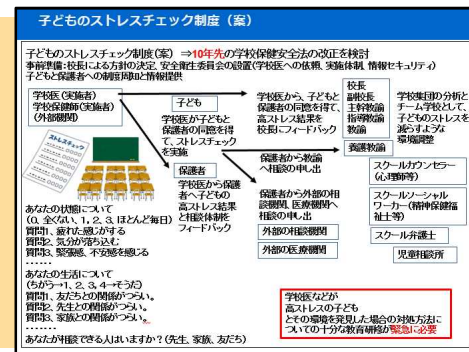
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/>



「RAMPS」

自殺リスクや精神不調の見過ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ: <https://ramps.co.jp/>

SNS等を活用した相談事業

令和3年度予算額 (補助事業) 53億円の内数
(調査研究事業) 0.1億円



文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)
コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和2年度版情報通信白書 (総務省))
[平日1日] (令和元年度)
10代: 携帯電話 3.3分、固定通話 0.4分、ネット通話 9.2分、ソーシャルメディア 64.1分、メール利用 16.0分

<事業概要>

① SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

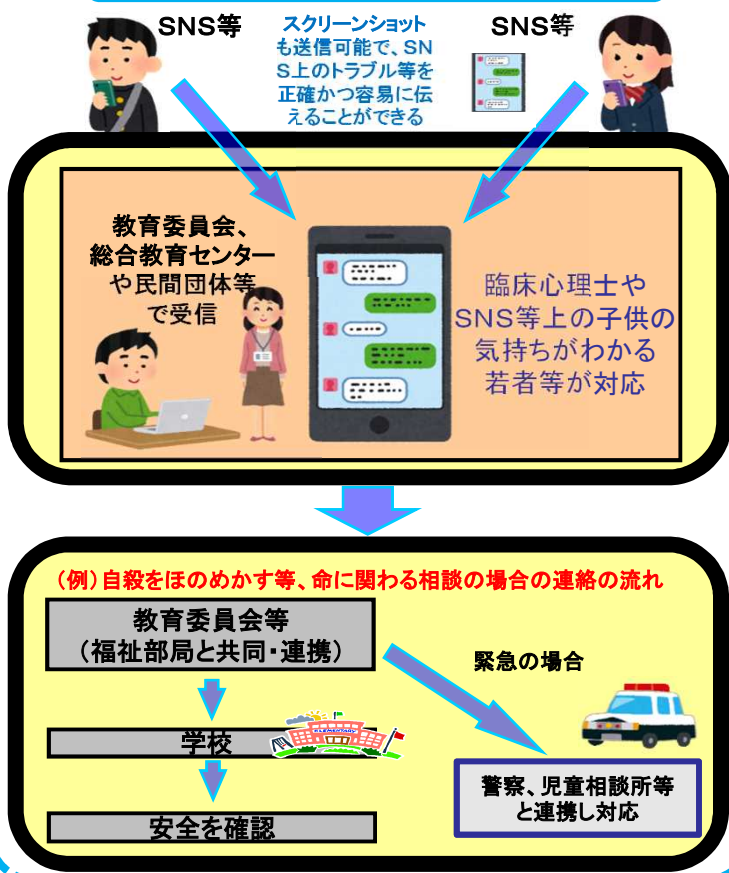
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究 (委託事業)

(事業内容)

SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする研究を実施

【イメージ】SNS等を活用した相談



対象校種

①②小学校・中学校・高等学校等

対象経費

①報酬、期末手当等
②SNS等を活用した相談体制の在り方の検討に要する経費

実施主体委託先

①都道府県・指定都市
②民間団体等

補助割合委託箇所数

①国: 1 / 3 都道府県・指定都市: 2 / 3
②1箇所

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か
が
い
る
話
し
た
い
今
、
—
—
—
—
No.120446



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310 なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
☎ 189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎ 0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120-0-78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育委員会
で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1/3負担
地方自治体で2/3負担

通話料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和3年度予算額 72億円
(前年度予算額 67億円)



文部科学省



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和3年度予算額：5,278百万円(前年度予算額：4,866百万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置(27,500校)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**1,000校**(←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む

- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**1,200校**(←1,000校)

- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**(←67人)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和3年度予算額：1,938百万円(前年度予算額：1,806百万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置(10,000中学校区)

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**1,000校**(←500校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む

- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**1,500校**(←1,000校)

- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**(←67人)

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上